

令和3年7月5日

長野県知事 様

令和3年度長野県産業廃棄物3R実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物3R実践計画書を提出します。

協定期間	令和元年度から令和3年度	
会社名	高木建設株式会社	
住所	〒380-0961 長野市安茂里小市1丁目3-31	
代表者名	代表取締役社長 高木 正雄	
業種	製造業	・ 建設業
処理施設 所在地 (処理施設を有する場合)	施設名	所在地
	施設無し	
担当部署	総務部	
担当者名	中村 清美	
連絡先	TEL	026-226-6061
	FAX	026-228-5459
	電子メールアドレス	info@takagi-kk.co.jp
ホームページアドレス	http://www.takagi-kk.co.jp/	

1 産業廃棄物3R実践方針

エコアクション21の全社環境方針・環境目標の必須項目である「廃棄物の削減」に則り、現場毎に作業所環境目標を定め、PDCAサイクルを実施して産業廃棄物減量化・適正処理を行う。リサイクル率を高めるため、再生利用業者への処理委託を各現場で検討する。また、優良認定処理業者への処理委託も引き続き推進する。実施状況は、社内安全パトロール時に、保管状況・分別状況・マニフェスト管理状況等を指導・確認する。また、電子マニフェストを活用して適正処理を推進し、事務作業の軽減を図る。排出及び処理状況については、弊社ホームページに掲載して地域住民に状況報告することで信頼の確保に努める。

2 基礎数値の把握

(1) 総排出量の推移 (t ・ kg 又は m³ ※採用した単位に○)

令和2年度	令和元年度	平成30年度
4,487.78	7,968.75	10,793.17

(2) リサイクル量の推移 (t ・ kg 又は m³ ※採用した単位に○)

令和2年度	令和元年度	平成30年度
3,926.60	7,046.16	8,436.12

(3) 売上高の推移 (円)

令和2年度(69期)	令和元年度(68期)	平成30年度(67期)
2,995,666,000	2,384,000,000	2,900,000,000

(4) 廃棄物処理~~(リサイクルするものは除く)~~に要する費用の推移 (円)

令和2年度	令和元年度	平成30年度
8,645,300	8,092,159	6,308,106

※排出抑制に基づく費用軽減の取組みの成果を経年でみます。

(5) リサイクルに要する費用の推移 (円)

平成 年度	平成 年度	平成 年度

3 取組み目標及び過年度実績

※目標値の指標の設定は、協定期間中同じ考え方の指標を継続して使用してください。

※協定期間の年度ごとに記載してください。新規の協定締結者は、初年度分のみ記載してください。

(1) 排出抑制のための目標値及び過年度実績値

① 総排出量に関する目標値及び過年度実績値

(総排出量と売上高との相関により、減量化の成果(傾向)をみます。)

ア 総排出量 (\square) ・ k g 又は m^3 ※採用した単位に○) / 売上高 (円)

令和3年度(当年度目標値)	令和2年度(過年度目標値)	令和元年度(過年度目標値)
0.0000014	0.0000030	0.0000025

イ アの目標値に対する過年度実績値を記載してください。

令和2年度	対前年比	令和元年度	対前年比	平成30年度
0.0000015	▲54.5%	0.0000033	▲10.8%	0.0000037

ウ ア以外の指標による目標設定※

平成 年度 (当年度目標値)	平成 年度 (過年度目標値)	平成 年度 (過年度目標値)

※排出抑制目標値については、総排出量/売上高を基本としていますが、これにより難しい場合や自社で決めている場合は、独自に定める指標により作成してください。

その場合、指標の算出方法や考え方について下記に記載してください。また、業務内容別に目標設定を行うことも可能なので、自社の状況に応じて設定してください。その場合、適宜記載欄を追加したり、別添様式(任意)で記載するなどしてください。

独自に指標を定める場合の算出方法・考え方

--

エ ウの目標値に対する過年度実績値を記載してください。

平成 年度	対前年比	平成 年度	対前年比	平成 年度

②廃棄物処理（リサイクルするものは除く）に要する費用に関する目標値及び過年度実績値

（売上高に占める廃棄物処理（リサイクルするものは除く）に要する費用の割合を見ます。）

ア ~~廃棄物処理（リサイクルするものは除く）~~に要する費用（円）／売上高（円）×100（％）

令和3年度(当年度目標値)	令和2年度(過年度目標値)	令和元年度(過年度目標値)
0.275%	0.320%	0.200%

イ アの目標値に対する過年度実績値を記載してください。

令和2年度	対前年比	令和元年度	対前年比	平成30年度
0.288%	▲15.1%	0.339%	55.0%	0.218%

③リサイクルに要する費用に関する目標値及び過年度実績値

（売上高に占めるリサイクルに要する費用の割合を見ます。）

ア リサイクルに要する費用（円）／売上高（円）×100（％）

平成 年度（当年度目標値）	平成 年度（過年度目標値）	平成 年度（過年度目標値）

イ アの目標値に対する過年度実績値を記載してください。

平成 年度	対前年比	平成 年度	対前年比	平成 年度

(2) リサイクル率目標値 (%)

※リサイクル率は現地確認等で最終的なリサイクルを確認できる数字で記載してください。

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和3年度 目標値	令和2年度 実績値	令和元年度 実績値	平成30年度 実績値
コンクリート・アスファルト	100%	100%	100%	98.5%
木くず	61%	59.5%	61.4%	35.6%
金属くず	100%	100%	100%	99.8%
全体	87.0%	86.5%	87.1%	78.0%

(3) リサイクル製品使用率目標値

※リサイクル製品使用率＝リサイクル製品（材料）使用量／全体材料使用量 (%)

製品（材料）種別	当年度目標値	過年度実績値		
	令和3年度 目標値	令和2年度 実績値	令和元年度 実績値	平成30年度 実績値
再生砕石	65.0%	63.6%	60.2%	61.9%
再生アスファルトコンクリート	89.0%	87.2%	92.8%	83.5%
全体	77.0%	75.4%	76.4%	72.7%

3 産業廃棄物処理責任者等

職	氏名	職務内容
常務取締役	高木 亜矢子	産業廃棄物についての総括管理責任者
建築部長	宮之内 寛	建築工事の産業廃棄物についての管理責任者
土木部長	早川 精一	土木工事の産業廃棄物についての管理責任者

*必要に応じ管理体制組織図等を添付してください。

4 産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理の方法等に関する情報公開

- ・弊社ホームページ（SR活動－環境への取り組み－3R実践協定ページ）に産業廃棄物の種類・排出量・各処理量・処理方法等を記載する。毎年、情報を更新する。
- ・エコアクション21の運用上作成する「環境経営レポート」にて情報を公表する。
- ・各現場において産業廃棄物を一時仮置きする場合は、産廃物の種類・管理者等の掲示板を設置する。

5 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明（処理施設を有する場合のみ）

施設の名称	公開計画の有無	公開計画の概要又は公開計画無しの理由
処理施設なし	有・無	
	有・無	

6 処理を委託する処理業者（施設）の現地確認計画

区 分	廃棄物の種類	現地確認計画
中間処理場 最終処分場	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 木くず ガラス及び陶磁器 くず 廃プラスチック 混合廃棄物 燃え殻、汚泥	社内の環境管理委員会メンバーが、年1回程度現地を視察して処理状況・リサイクル状況を確認する。 作業所については、必要に応じて搬入状況・処理状況を確認する。

7 従業員教育（研修）計画

項 目	教育（研修）計画内容
社員教育	エコアクション21の運用上、環境経営方針・環境経営目標に産業廃棄物の削減は必須項目となっているため、会議を通じて指導及び周知徹底する。 県環境部資源循環推進課より配信される「産業廃棄物情報電子メール」を関係部署へ転送し、情報の共有を図る。 また、月1回の定例会・部会等を通じて意見を出し合い、産業廃棄物の減量化・適正処理の意識向上を図る。
取引先への指導	取引先に対して、各作業所で弊社環境経営方針・環境経営目標及び作業所環境経営目標に含まれる産業廃棄物の排出抑制・分別の徹底等の指導を行い、減量化・適正処理を実施する。 電子マニフェストの導入を呼び掛ける。

8 リサイクル促進に向けた取組み（計画段階、実施段階での工夫など）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 全社環境経営方針・環境経営目標に沿ってP D C Aサイクルを実施し、産業廃棄物減量化・適正処理を行う。 ・ 実施状況は、社内安全パトロール時に、保管状況・分別状況・マニフェスト管理状況等を指導・確認する。
--

- ・グリーン購入の実施。
- ・省エネルギー・省資源型製品の設計、環境に配慮した製品の製造、環境負荷の少ない工法を提案する。

9 処理を委託した廃棄物について、不法投棄・不適正処理が生じた場合の排出事業者責任の徹底

不法投棄・不適正処理が行われないよう、処理業者の現地確認、マニフェスト管理を徹底させ、確認する。不適正処理が判明した場合は、直ちに関係機関に連絡を行うとともに、状況の把握を行い、原因究明について協力体制を整える。不適正処理された産業廃棄物の撤去・処分については原因者に強く要請し、排出事業者責任として適切な処理を行う。

10 他の不適正処理を発見した場合の協力体制

他の不適正処理についても、各作業所長へ日頃注意を払うよう喚起し、発見した場合にはただちに関係機関へ情報提供を行う。

11 自社処理廃棄物の管理方法（自社処理を行っている場合のみ）

自社での処理はなし。

12 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

代替素材への転換※1、環境認証制度等の取得※2、電子マニフェスト（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等を含む。

- ・エコアクション21、ながのエコ・サークル（ゴールドランク）、長野県版「SDGs」、電子マニフェスト活用に基づいた運用を行う。
- ・優良認定処理業者への処分率及び電子マニフェスト利用率の向上を目指して、部会等を通じて指導する。

※1 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと。

※2 環境 ISO 14001、エコアクション21等